

処分年月日	事業者名	事業の種類	処分等の種類	違反行為の概要	処分等の内容
令和4年3月10日	丸文松島汽船株式会社	一般旅客定期航路事業	輸送の安全の確保に関する指導	<p>令和4年3月6日15時頃、丸文松島汽船株式会社の旅客船「第三芭蕉丸」は、旅客126名を乗せ、宮城県塩竈市松島を航行中、機関の警報作動を確認し、航行を停止させた。旅客の負傷者なし。</p> <p>3月8日、東北運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。</p> <p>3月10日、事故処理基準に定める事故等については、海上保安官署に対しては救助の必要への備え又は事後となったとしても情報提供として、また運輸局（運輸支局、海事事務所を含む）に対しては社会的対応及び原因究明と再発防止検討のため、迅速に報告することの指導を行った。</p>	<p>事故処理基準に定める事故等については、海上保安官署に対しては救助の必要への備え又は事後となったとしても情報提供として、また運輸局（運輸支局、海事事務所を含む）に対しては社会的対応及び原因究明と再発防止検討のため、迅速に報告すること</p>